

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置制度の概要

1 制度概要

耐震シェルター等(耐震シェルター又は防災ベッド)を設置される木造住宅居住者の方に補助金を交付し支援します。

2 対象者

大津市内に存する木造住宅に居住されている方のうち、

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は着工し、耐震診断で構造評点 0.7 未満と診断された木造住宅に居住
2. 市税の滞納がない
3. 大津市木造住宅耐震改修等事業による補助を受けていない 等の条件をすべて満たす方

耐震診断を受けておられない方は、耐震診断員派遣事業をご利用いただけます。

3 補助金額

耐震シェルター等(耐震シェルター又は防災ベッド)の本体及びその設置に必要な経費。ただし **20 万円**を限度とし、千円未満の端数は切り捨てます。

4 申し込み方法

必ず**耐震シェルター等**を住宅に**設置する前に**、申請書に必要事項を記入していただき、下記の添付書類を添えて、大津市役所建築指導課窓口にてお申し込みください。

添付書類

- 耐震診断結果報告書の写し
- 見積書等の写し
- 耐震シェルター等の強度について公的機関が作成した書類等
- 申請者が設置する木造住宅の所有者でない場合は、その所有者の承諾書
- 市税の納税証明書
- その他

5 申し込み場所

大津市役所本館 3 階建築指導課窓口

お申し込みの際は、事前に必ずご連絡ください。